

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各都道府県警察の長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第8号
平成30年1月12日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

不動産特定共同事業等からの暴力団排除の推進について（通達）

不動産特定共同事業及び登録証明事業からの暴力団排除については、「不動産特定共同事業及び登録証明事業からの暴力団排除の推進について（通達）」（平成26年2月5日付け警察庁丁暴発第22号。以下「旧通達」という。）により推進してきたところであるが、今般、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第46号）により不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下「法」という。）が改正され、小規模不動産特定共同事業及び適格特例投資家限定事業が新設されたことに伴い、警察庁においては、新設された事業からも暴力団排除を推進するため、国土交通省と協議の上、別添1「不動産特定共同事業等からの暴力団排除に関する合意書」のとおり合意し、平成29年12月1日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察においては事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、本件に関しては、別添2「不動産特定共同事業等からの暴力団排除の推進について」（平成30年1月12日付け国土動投第481号）が発出されているので参考とされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 排除対象者

(1) 不動産特定共同事業

ア 役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又は不動産特定共同事業法施行令（平成6年政令第413号。以下「政令」という。）第4条で定める使用人（不動産特定共同事業者の使用人で、不動産特定共同事業に関し本店又は支店等の代表者であるものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第6条第10号関係）

イ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（法第6条第11号関係）

(2) 小規模不動産特定共同事業

ア 役員又は政令第10条で定める使用人（小規模不動産特定共同事業者の使用人で、小規模不動産特定共同事業に関し本店又は支店等の代表者であるものをいう。）が、暴力団員等に該当する法人（法第44条第1号関係）

イ 暴力団員等がその事業を支配する法人（法第44条第1号関係）

(3) 適格特例投資家限定事業

ア 役員又は政令第14条で定める使用人（適格特例投資家限定事業者の使用人で、適格特例投資家限定事業に関し本店又は支店等の代表者であるものをいう。）が、暴力団員等に該当する法人（法第59条第4項関係）

イ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（法第59条第4項関係）

(4) 登録証明事業

ア 暴力団員等（不動産特定共同事業法施行規則（平成7年大蔵省・建設省令第2号。以下「規則」という。）第23条第3号関係）

イ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（規則23条第4号関係）

ウ 法人であって、登録証明事業を行う役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（規則第23条第5号関係）

2 照会・回答・通知の要領

(1) 照会

ア 不動産特定共同事業及び小規模不動産特定共同事業

①国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長（以下「不動産市場整備課長」という。）、②各地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局等局長」という。）並びに③都道府県の不動産特定共同事業を主管する課の長（以下「都道府県担当課長」という。）は、不動産特定共同事業の許可若しくは小規模不動産特定共同事業の登録を受けようとする者又は不動産特定共同事業者若しくは小規模不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業許可申請者等」という。）が排除対象者であるか否かを確認する必要があるときは、不動産市場整備課長にあつては警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）、地方整備局等局長及び都道府県担当課長にあつては所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、照会書（合意書別記様式第1号）により照会するものとする。

イ 適格特例投資家限定事業

不動産市場整備課長及び地方整備局等局長は、適格特例投資家限定事業者が排除対象者であるか否かを確認する必要があるときは、不動産市場整備課長にあつては暴力団対策課長、地方整備局等局長にあつては所在地を管轄する暴力団対策主管課

に対し、照会書（合意書別記様式第1号）により照会するものとする。

ウ 登録証明事業

不動産市場整備課長は、登録証明事業の登録を受けようとする者又は登録証明事業実施機関（以下「登録証明事業実施機関等」という。）が排除対象者であるか否かを確認する必要があるときは、暴力団対策課長に対し、照会書（合意書別記様式第1号）により照会するものとする。

(2) 回答

照会を受けた暴力団対策課長又は暴力団対策主管課長は、当該不動産特定共同事業許可申請者等、適格特例投資家限定事業者又は登録証明事業実施機関等が排除対象者に該当するか否かについて確認した上、その結果を不動産市場整備課長、地方整備局等局長又は都道府県担当課長に対し、回答書（合意書別記様式第2号）により速やかに回答するものとする。

(3) 通知

暴力団対策主管課長は、2（1）による照会以外で、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、適格特例投資家限定事業者又は登録証明事業実施機関が排除対象者に該当すると認める事実を確認したときは、不動産市場整備課長又は都道府県担当課長に対し、通知書（合意書別記様式第3号）により速やかに通知するものとする。

3 保護対策

不動産特定共同事業等を担当する職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講じること。

別添2は省略

不動産特定共同事業等からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第 3 6 6 号
国土動投第 418 号
平成 29 年 12 月 1 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
千代延 晃平

国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長
横山 征成

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 46 号）、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 221 号）及び不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令（平成 29 年内閣府・国土交通省令第 4 号）が平成 29 年 12 月 1 日に施行されることに伴い、不動産特定共同事業、小規模不動産特定共同事業、適格特例投資家限定事業及び登録証明事業（以下「不動産特定共同事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と国土交通省との間での業務の運用について、下記のとおり合意する。

なお、本合意書は平成 29 年 12 月 1 日以降効力を有することとし、同日をもって「不動産特定共同事業及び登録証明事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 25 年 12 月 20 日付け警察庁丁暴発第 400 号、国土動投第 239 号）は廃止する。

記

（排除対象者）

第 1 不動産特定共同事業から排除する者は、次のとおりとする。

- （1）役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又は不動産特定共同事業法施行令（平成 6 年政令第 413 号。以下「令」という。）第 4 条で定める使用人（不動産特定共同事業者の使用人で、不動産特定共同事業に関し本店又は支店等の代表者であるものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人（不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号。以下

「法」という。) 第6条10号関係)

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人(法第6条第11号関係)

2 小規模不動産特定共同事業から排除する者は、次のとおりとする。

(1) 役員又は令第10条で定める使用人(小規模不動産特定共同事業者の使用人で小規模不動産特定共同事業に関し本店又は支店等の代表者であるものをいう。)が、暴力団員等に該当する法人(法第44条第1号関係)

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人(法第44条第1号関係)

3 適格特例投資家限定事業から排除する者は、次のとおりとする。

(1) 役員又は令第14条で定める使用人(適格特例投資家限定事業者の使用人で、適格特例投資家限定事業に関し本店又は支店等の代表者であるものをいう。)が、暴力団員等に該当する法人(法第59条第4項関係)

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人(法第59条第4項関係)

4 登録証明事業から排除する者は、次のとおりとする。

(1) 暴力団員等(不動産特定共同事業法施行規則(平成7年大蔵省・建設省令第2号。以下「規則」という。)第23条第3号関係)

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人(規則第23条第4号関係)

(3) 法人であって、登録証明事業を行う役員のうち暴力団等に該当する者があるもの(規則第23条第5号関係)

(照会手続等)

第2 ①国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長(以下「不動産市場整備課長」という。)、②各地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長(以下「地方整備局等局長」という。)並びに③都道府県の不動産特定共同事業を主管する課の長(以下「都道府県担当課長」という。)は、不動産特定共同事業の許可若しくは小規模不動産特定共同事業の登録を受けようとする者又は不動産特定共同事業者若しくは小規模不動産特定共同事業者(以下「不動産特定共同事業許可申請者等」という。)が排除対象者に該当するか否かを確認する必要があるときは、不動産市場整備課長にあつては警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長(以下「暴力団対策課長」という。)、地方整備局等局長及び都道府県担当課長にあつては所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、照会書(別記様式第1号)により照会するものとする。

2 不動産市場整備課長及び地方整備局等局長は、適格特例投資家限定事業者が排除対象者であるか否かを確認する必要があるときは、不動産市場整備課長にあつては暴力団対策課長、地方整備局等局長にあつては暴力団対策主管課長に対し、照会書(別記様式第1号)により照会するものとする。

3 不動産市場整備課長は、登録証明事業の登録を受けようとする者又は登録証明事業実施機関(「登録証明事業実施機関等」という。)が排除対象者であるか否かを確認する必要があるときは、暴力団対策課長に対し、照会書(別記様式第1号)により照会するものとする。

(回答)

第3 暴力団対策課長及び暴力団対策主管課長は、第2の照会を受けたときは、不動産特定共同事業許可申請者等、適格特例投資家限定事業者又は登録証明事業実施機関等が排除対象者に該当するか否かについて確認した上、その結果を不動産市場整備課長、地方整備局等局長又は都道府県担当課長に対し、回答書（別記様式第2号）により速やかに回答するものとする。

なお、暴力団対策課長及び暴力団対策主管課長は、排除対象者該当性の確認に際して、本人の特定のためにより詳細な情報が必要となる場合は、不動産市場整備課長、地方整備局等局長又は都道府県担当課長に対し、更なる資料等の提出を求めることができるものとする。

(通知)

第4 暴力団対策主管課長は、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、適格特例投資家限定事業者又は登録証明事業実施機関が排除対象者に該当すると認める事実を確認したときは、不動産市場整備課長又は都道府県担当課長に対し、通知書（別記様式第3号）により速やかに通知するものとする。

(保護措置等)

第5 暴力団対策主管課長は、暴力団員等による不動産特定共同事業等への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、不動産特定共同事業等を担当する課の職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

(照会等に関する留意事項)

第6 暴力団対策課長と不動産市場整備課長との間又は暴力団対策主管課長と地方整備局等局長若しくは都道府県担当課長との間における文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難いと認められる特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

なお、別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

(情報管理の徹底)

第7 暴力団対策課長、暴力団対策主管課長、不動産市場整備課長、地方整備局等局長及び都道府県担当課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

(連携の強化)

第8 暴力団対策課長と不動産市場整備課長又は暴力団対策主管課長と地方整備局等局長若しくは都道府県担当課長は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、不動産特定共同事業等からの暴力団排除対策を推進するものとする。

(その他)

第9 暴力団対策課長と不動産市場整備課長は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

別記様式、別記様式別添は省略